

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 〔令和3年5月26日開催 労働金庫業界〕

1. 緊急事態宣言等を踏まえた宿泊等観光事業者を含む事業者支援の徹底について

- 引き続き感染拡大が続く中で、飲食業・宿泊業等を中心に、小売、サービス等の第三次産業等を含めて、事業者の経営環境は一層厳しさを増している。
- 特に、宿泊等の観光事業者においては、インバウンド需要の消滅や繁忙期の需要激減など、特に深刻な影響を受けており、観光庁において、こうした宿泊・観光事業者の現状等を改めて確認した上で、先日、金融庁に対して、柔軟かつきめ細やかな資金繰り支援の要請があったところ。
- こうした業種については、外出自粛や休業・時短営業陽性の影響が大きいことから、業務に従事されている方々について収入の減少による各種ローンの返済について相談があれば、借り手の立場に立った柔軟な対応を改めてお願いしたい。

2. 『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の運用について

- 昨年12月1日に『『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』の適用が開始され、申込が相応になされているところ、貴協会においても本特則を活用した個人債務者の支援に尽力いただいていることに感謝申し上げます。
- 本特則の運用に際しては、これまで
 - ・ 債務者への積極的な周知や丁寧な相談対応を行うこと、
 - ・ 自由財産の拡張については、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建に必要な現預金等が留保されるよう、可能な限り柔軟な対応に努めること、

- ・ 債務整理の対象債務についても、例えば、2020年2月2日以降の住宅ローンや2020年10月31日以降の債務を、一律に対象債務と認めないといった特則の硬直的な運用とならないよう、個別債務者ごとの事情を十分に勘案し、債務者の生活の再建のための柔軟な支援に努めること、

等を要請させていただいているところ。

- こうした要請を踏まえ、本特則の適切な運用に努めて頂いているものと認識しているが、ガイドライン本体及びQ & Aに記載のとおり、個人債務者の収入、資産、生活実態、就業の状況等を十分に考慮した弁済額及び自由財産の柔軟な取扱いに努めていただくよう、改めてお願いしたい。
- なお、本特則の運用に際しては、登録支援専門家やガイドライン運営機関と連携し、適切な対応に努めていただきたい。

3. 育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項（周知）について

- 3月26日、育児休業等を取得する個人顧客向けローンに係る留意事項について、以下のとおり、各業界団体等を通じ、預金取扱金融機関に対して周知を行うとともに、金融庁HPに公表した。
 - ・ 育児休業・産前産後休業・介護休業を取得する顧客からの住宅ローン等の申込みや条件変更等について、育児休業等を取得することのみをもって一律に謝絶することなく、育児休業等の取得を踏まえた返済計画など顧客の状況やニーズをきめ細かく把握し、顧客の立場に立って対応すること
 - ・ 上記について適切な対応を徹底するため、顧客説明態勢及び融資審査態勢（審査基準を含む。）を確認し、必要に応じて見直し等を行うこと

4. 女性経営者の活躍に向けた支援について

- 女性による起業の活性化やその成長の促進、後継者が女性である場合の円滑な事業承継の支援等は、男女共同参画の推進に加え、多様な視点によ

るイノベーションを通じた経済社会の持続可能性向上の観点からも重要な取組みである。

- この点、金融機関におかれては、政府系金融機関や地方自治体をはじめとする関係団体とも連携しながら、女性経営者に対する各種支援の取組みを進めているところもあると承知している。

(参考) 金融機関における取組みの一例

- ・ 創業・新事業展開を行う中小企業向け融資のうち、特に経営者が女性の場合に優遇金利を適用する商品を提供。併せて、自治体への補助金申請等の支援、事業計画の策定支援、融資後の計画進捗のフォロー等の伴走型支援を実施
- ・ 女性経営者及び女性の社会進出を支援する事業を営む法人等を対象として、政府系金融機関と連携し、設備・運転資金を協調融資する商品の提供
- ・ 女性の起業マインドを後押しし、女性活躍推進を通じた地域経済の活性化を支援するため、女性が起業・経営する法人に対して投資を行うファンドの創設
- ・ 女性の起業機運醸成や顧客基盤拡大を目的とした女性の起業支援塾の創設。起業意欲のある女性を対象に、経営・財務等に関する学びの機会を提供するほか、起業に向けた事業計画の策定、創業資金の融資、販路開拓等を支援

- しかしながら、現在でも、女性経営者からは、金融機関に対して次のような声が聞かれる。

- ・ 経営者が女性というだけで融資の目線が厳しくなっているのではないか。特に起業や事業承継時の融資審査の際、女性経営者は男性と比べ、過度な説明や資料を求められているのではないか
- ・ 融資審査や経営改善支援を行う金融機関の担当者やその上司は依然として男性が多く、そのことが、女性経営者の立場に立った支援の制約要因となっているのではないか。また、金融機関の女性経営者向け支援策等の情報が女性経営者まで届いていない
- ・ このような状況の背景として、金融機関において、依然として、潜在的な部分での、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在しているのではないか

- こうした声が聞かれることを踏まえ、各行に置かれては、以下の徹底に継続的に努めていただくことをお願いしたい。
 - ・ 融資審査や経営改善支援にあたって、（１）経営者が女性であるという理由のみで不利な取扱いをしないことはもちろん、そのような誤解が生じることのないようにすること、（２）経営者の男女の別なく、企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価し、事業者の立場に寄り添った丁寧な対応を徹底すること、（３）上記について、営業現場の第一線まで意識を徹底すること
 - ・ さらには、他行における女性経営者向け支援の取組みも参考としながら、関係機関とも適切に連携し、女性経営者（起業や事業承継を含む）が抱える課題や支援ニーズを把握し、積極的な支援（女性経営者向け支援策の情報提供等を含む）を行うこと

5. 役員や管理職への女性の積極的な登用について

- 「すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議」（本年3月9日開催）で、総理より、女性の登用・採用目標の達成などを盛り込んだ「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進するよう指示があった。
- 令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するため、役員や管理職への女性の積極的な登用をお願いしたい。

6. 認知症や要介護の方への金融サービスの提供について

- 全国銀行協会において、昨年3月に「預金者ご本人の意思確認ができない場合における預金の引出しに関するご案内資料」を作成・公表しているが、各金融機関においては、顧客の事情等を的確に把握したうえで、こうした資料も積極的に活用しながら、顧客に寄り添った対応が行われるよう、改めて周知等をお願いしたい。

7. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

- モニタリングを通じて把握した事項等を踏まえ、金融機関の実効的な態勢整備の取組みを一層促進するため、本年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を改正し、3月には「よくある質問（FAQ）」を公表。
- 4月28日、各業界団体あてに文書を発出し、改正ガイドラインの「対応が求められる事項」について、2024年3月末までに態勢整備を完了するよう要請。態勢整備の対応計画について、5月末までに金融庁に提出いただくとともに、適切な進捗管理の下、着実な実行をお願いしたい。

8. 「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」について

- 令和2年度のシステム障害について、「障害発生タイミング」に着目して、原因と課題を分析中（6月末公表予定）。
 - ① システムの統合・更改
新システム稼働時に断続的に障害（振込遅延等）が発生。
 - ② プログラム更新等の不定期作業
作業影響の検討不足や設定ミス等によって、ATM等の周辺システムにも影響が波及。
 - ③ 日常の運用・保守
外部委託先での障害や、本番機の障害時に予備機への切替に失敗。
 - ④ サイバー攻撃や不正アクセス
本人認証設計の不備（一要素認証）による不正出金や、クラウドサービスのアクセス権限の設定不備による情報漏洩が発生。
- 本レポートも参考として、システムリスク管理態勢を点検し、一層の態勢強化に取り組んでいただきたい。

9. ランサムウェア攻撃の活発化について

- ランサムウェアによるサイバー攻撃が活発化。国内外の重要インフラに

においても被害が発生しており、NISCが注意喚起を行っている。

- 重要なインフラ機能が停止し、復旧が長期化した場合、顧客への影響は甚大になりかねない。各金融機関においては、ネットワーク機器に脆弱性がなければチェックするなど、今一度、ランサムウェア感染防止策が十分か確認していただきたい。

10. 顧客本位の業務運営の「見える化」について

- 昨年8月の金融審市場ワーキング報告書を踏まえ、本年1月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂された。同報告書では、顧客にとってわかりやすい情報発信を行う観点から、金融庁において、原則の項目毎に金融事業者の取組み比較を行うことと、好事例と不芳事例を比較分析することが提言されている。
- これを受け、4月12日、原則を採択する金融事業者から金融庁への新たな報告様式とともに、金融庁における好事例の分析に当たってのポイントを公表（初回集計の報告期限は6月末）。
- 今後、金融庁ホームページの事業者リストには、原則の項目毎の取組み方針が明確であることが確認できた金融事業者のみ掲載。

11. 預貯金口座へのマイナンバー付番等について

- デジタル改革関連法案の一環として、
 - ・ マイナンバー付き公金受取口座の登録・利用の仕組み
 - ・ 相続・災害時のサービスを含む預貯金付番を円滑に進める仕組み等の創設に向けた所要の法律案が12日に国会で成立した。
- 今後、内閣府等と連携して、下位法令・ガイドラインの策定やシステム整備等の対応を進めていくので、引き続きご協力をお願いしたい。

(以 上)